

第3次栗原市総合計画

基本構想

(案)

宮城県栗原市

目次

計画策定の指針.....	1
1 計画策定の意義.....	1
2 計画の位置付け.....	1
序論.....	3
1 策定趣旨	3
2 計画の構成と期間	5
3 人口の将来予測.....	6
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	8
基本構想.....	9
1 基本理念	9
2 将来像	10
3 基本方針と施策.....	12
4 土地利用構想	15

計画策定の指針

1 計画策定の意義

本市では、平成29年度（2017年度）から第2次栗原市総合計画をスタートし、令和8年度（2026年度）を目標年次として、市政運営の理念として掲げた「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向かって、着実に歩みを進めてきました。

この間、自然災害の激甚化、人々の生活様式の変化等、社会・経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や長引く物価高騰、自治体DXの推進などへの迅速な対応が求められるなど、課題が多様化・複雑化してきました。

こうした大きな時代の転換期において、本市は、市民の皆様と共に歩んでいくための新たな指針として、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までを計画期間とする「第3次栗原市総合計画」を策定します。

私たちは、豊かな自然と伝統を守りながら、新しい時代の風を柔軟に取り入れ、次世代に希望ある栗原をつなぐための確かな一歩を、ここから踏み出します。

2 計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民や団体などのまちづくり活動に対する指針となることから、次のように位置付けられます。

①まちづくりの最上位計画

総合計画は、栗原市過疎地域持続的発展計画、栗原市国土利用計画、その他各種個別計画の指針となり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画とします。したがって、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について、総合計画を基本とします。

②計画的・効率的行政運営

総合計画は、まちづくりの総合分野を包括するものであり、長期的展望に立った計画的、効率的行政運営の指針を示す計画とします。

人口減少や厳しい経済情勢の中、より効率的な行政運営が求められており、施設などハード面のみならず、実施する事業や施設の運営方法などソフト面についても十分考慮した計画とします。

③市民・民間活動との連携

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、総合計画は行政

運営のみならず、市民や団体など民間活動の指針として、まちづくりへの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援などを行う計画とします。

④特色ある栗原市の取り組み

少子高齢化、人口流出対策として、子育て支援策や地方創生の取り組みなど、市民が“栗原市を誇れるまちづくり”に努める計画とします。

⑤地方創生の位置付け

総合計画は、人口減少社会における市政運営の基本的な指針であり、引き続き地方創生の取り組みと一体的に推進していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「地方創生法」という。）第10条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けます。なお、本市の地方創生の理念や取組方針は、基本計画の重点に位置付けます。

序論

1 策定趣旨

市民の知恵と力を結集し、将来につながる夢を描きます

栗原市は、平成17年（2005年）4月1日に誕生しました。

平成19年（2007年）3月に新しいまちづくりの指針となる『栗原市総合計画』（計画期間：平成19年度（2007年度）～平成28年度（2016年度））、さらに、平成29年（2017年）2月には『第2次栗原市総合計画』（計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））を策定し、魅力ある栗原市を目指して、市独自の各種施策に取り組んできました。

この間に、「平成20年岩手・宮城内陸地震」、「東日本大震災」をはじめとするたび重なる大規模自然災害に見舞われながらも、市民と行政、そして関係機関が一丸となって乗り越え、さらなる発展に向かって歩みを進めてきました。

市がさらに発展し存続していくためには、栗原市の将来を見据え、市民が知恵と力を結集し、主体となって地域づくりに取り組むことが重要です。

第3次総合計画は、市民の自主的な活動を行政が的確に支援するこれまでの取り組みを継承し、将来につながる夢を描きます。

社会変動に揺るがない安定した市民生活の維持を目指します

我が国は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入し、さらに、首都圏と地方の格差が拡大する中、公共施設や社会基盤の老朽化、多発する大規模な自然災害への対策など、かつてない社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に適応していく重要性が高まっています。

こうした中で、栗原市が、将来にわたって持続可能な都市となるためには、これまで築き上げてきた行財政基盤をさらに強化し、市民との密接な協働によるまちづくりの取り組みを、今後も継続的に推進していくことで、多様な世代の市民が互いにつながりながら、大切な自然環境と共生し安定した暮らしを続けられるまちづくりを進める必要があります。

恵まれた自然環境を生かして、都市等からの移住・定住を促進しながら、すべての市民の、生活の質的向上を目指します

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、リモートワークの普及などを背景として地方移住への関心が高まりましたが、感染の収束とともに、若い世代の都市部への流出が再び加速する傾向がみられます。こうした中、国は「地方創生２．０基本構想」において、①「強い」経済、②「豊かな」生活環境、③「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指しています。

このような状況を踏まえ、栗原市が地方定住を志向する人々に選ばれるよう、豊かな自然環境を生かし、子どもから高齢者まで、すべての市民が充実した人生をおくることができる生活環境のもと、市民生活の「質」を高めるまちづくりを目指します。

これら３つの視点のもと、第３次総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。
それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

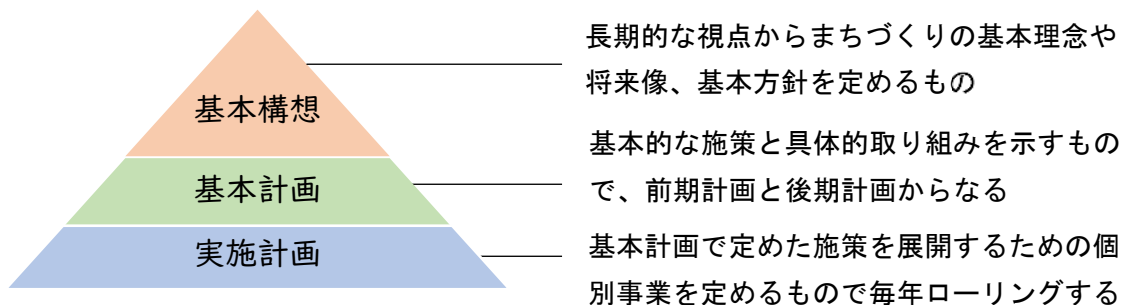
長期的な視点から、まちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像を実現するための基本方針を定めるもので、令和9年度（2027年度）を始期とし、令和18年度（2036年度）を目標年次とします。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を定める計画とし、施策ごとの取り組みを具体的に示すもので、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間を前期基本計画、令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）までの5年間を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を展開するための個別の具体的事業を定めるもので、計画期間は社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、各年度の予算編成と連動した2年間とし、毎年度ローリング方式による見直しを行います。



年度	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間
					最終年は1年間					最終年は1年間

3 人口の将来予測

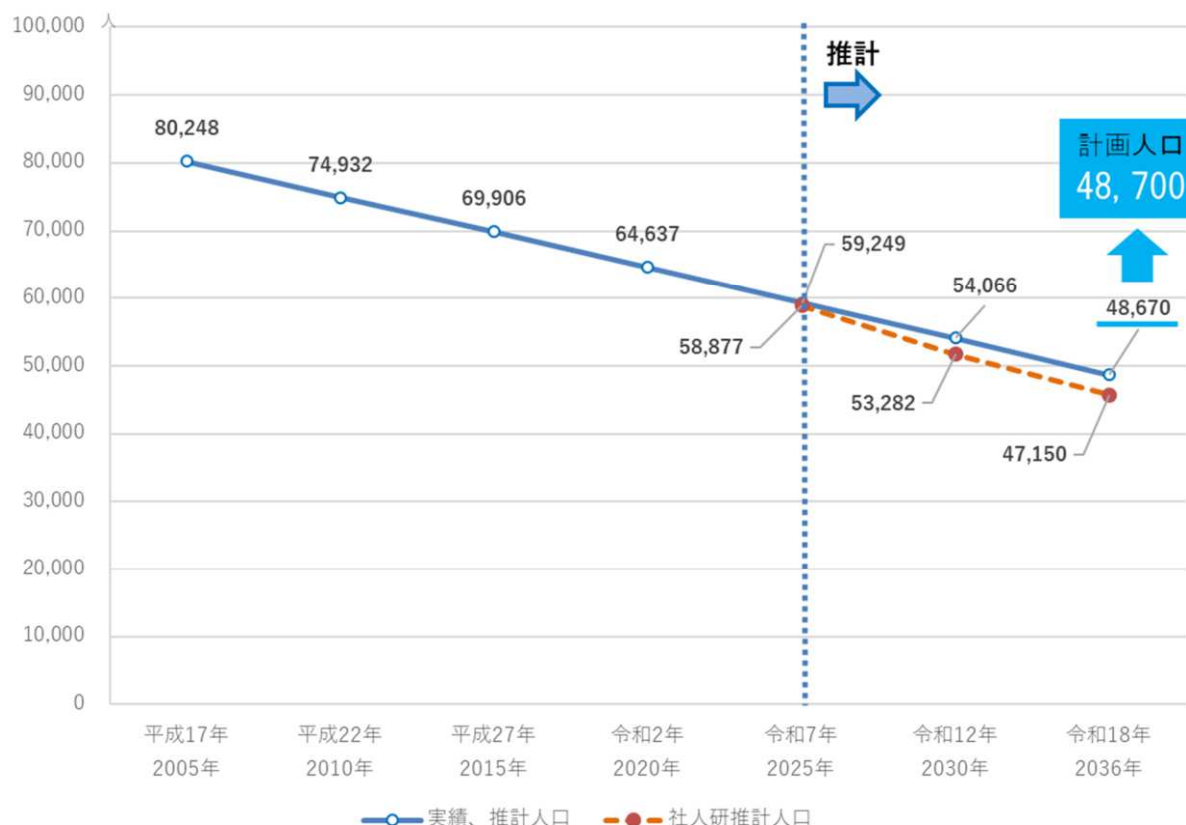
令和18年(2036年)における栗原市の計画人口 → **48,700人**

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（令和6年（2024年）6月）によると、栗原市の総人口は、令和7年（2025年）には58,877人、令和12年（2030年）には53,282人、令和32年（2050年）には33,930人になると見込まれ、今後25年間で4割程度減少するとされています。

第3次総合計画の策定に当たり、現行人口ビジョンの時点更新を踏まえた将来推計人口の検証を行いました。本市では、人口減少社会の中にあっても、移住・定住促進施策などの取り組みにより社会減が緩やかとなり、その結果、令和7年（2025年）9月末の住民基本台帳人口は、第2次総合計画後期計画策定時の社人研推計を899人上回る水準となっております。

社人研の推計手法による令和18年（2036年）の推計人口は47,150人ですが、第3次総合計画の計画期間においては、引続き、子育て支援の充実、雇用機会の創出など若年層の移住・定住促進施策の取り組みを積極的に推進しながら、くりこま高原駅前などのまちづくりによる住環境の整備を見込み、令和18年（2036年）の推計人口を48,670人と見込み、計画人口としては48,700人と設定します。

総人口の推移と計画人口



■年齢構成

令和18年（2036年）における栗原市の計画人口を48,700人と設定すると、その年齢構成は、年少人口（15歳未満）が約4,500人に、生産年齢人口（15～64歳）は約22,600人になり、老年人口（65歳以上）が約21,600人になると推測されます。

年齢構成（人口）

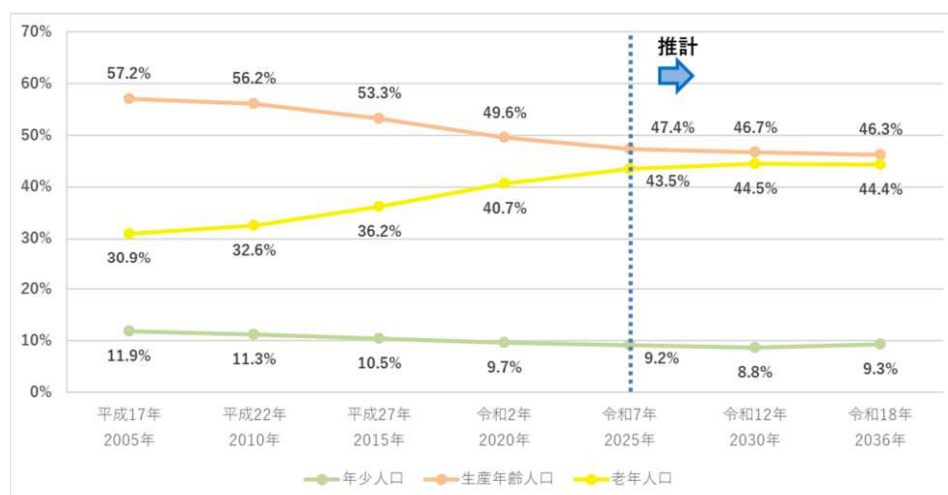


注）人口において、平成17年（2005年）には2人、平成22年（2010年）には43人、平成27年（2015年）には699人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

各年齢区分別人口の総人口に対する割合の推移をみると、生産年齢人口と年少人口の割合が減少していく一方、老年人口割合が増加する傾向が顕著となります。

栗原市の高齢化率は、令和18年（2036年）には44.4%になることが推測されます。

年齢構成（割合）



4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、令和12年（2030年）を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール（目標）とそれを実現するための169のターゲット（具体目標）から構成される「世界共通の目標」です。

第3次総合計画に掲げる市政運営の基本理念「市民が創る くらしたい栗原」は、SDGsの考え方と合致していることから、本計画にSDGsの多様な目標を採り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取り組みを市民と共に推進します。



- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

基本構想

1 基本理念

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を経由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらしてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市においても、恵まれた自然環境や歴史・文化を守り生かし、人口減少や少子高齢化、物価高騰、地域交通の確保、脱炭素やデジタル化の進展など、多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市民一人ひとりが安心して暮らし、学び、働き、支え合うことのできる持続可能な地域社会を築いていくことが求められます。

第3次総合計画では、これまでの総合計画まで位置付けてきた基本理念「市民が創る くらしたい栗原」を継承し、さらに、未来に向けた希望と挑戦の想いを込めて、新たに「あふれる笑顔 つなげる未来」を加え、

「市民が創る くらしたい栗原」

～ あふれる笑顔 つなげる未来 ～

を基本理念として掲げます。

2 将来像

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち

美しく豊かな栗原の自然は、私たちが健康で文化的な生活を営むための、かけがえのない財産です。私たちには、この自然を守り次世代へ継承していく責務があります。

こうした自然との調和を基調に、中核機能地域(*注)の形成や居住環境の整備、脱炭素化の取り組みなど、快適で持続可能な生活基盤を築くとともに、心の豊かさを育み、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境を整え、市民生活の「質」を、より一層高めます。

多発する自然災害には、デジタル技術を活用した迅速な避難情報の発信や災害に強い基盤整備を進め、情報共有による自主防災の組織力強化を図り、安全で安心できるまちづくりを目指します。

*注「中核機能地域」…国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち

我が国では、かつて経験したことのない急速な人口減少と少子高齢化が進行しています。この状況に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産を希望する人への支援を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

こうした環境のもとで将来の栗原を担う子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を育みながら、確かな学力と豊かな心、健やかな身体を備え、変化の激しい時代を自ら切り開く力を育めるよう、地域ぐるみで支える教育を推進します。

III 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち

人口減少と少子高齢化の進行とともに、生産年齢層の核家族世帯と高齢者世帯の増加など人口構成や生活環境が変化している中、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策がこれまで以上に求められています。

健康づくりへの市民の自主的な取り組みを支えながら、互いに支え合う地域づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる社会を目指します。

こうした暮らしを支える基盤として、持続可能な地域医療提供体制を築き、市民が安心して暮らせる地域医療を守ります。

IV 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち

市内の産業が活力を持ち、市民が地域で働く場を確保できるよう、栗原の特色や利点を生かした産業振興に取り組みます。

基幹産業である農業では、多様な担い手の確保・育成と生産基盤の強化を図り付加価値の高い栗原産品を生み出すことで、その魅力を広く発信します。

高速交通体系などの地の利を生かした企業誘致や創業・起業への支援を通じて産業の集積と高度化を図り、若者や女性にも選ばれる魅力ある就業環境を築きます。

こうした産業の活力を土台に、栗駒山麓ジオパークをはじめとする多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを進め、交流人口・関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげます。

東日本大震災に起因して発生した放射性物質への対応については、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質被害から市民生活の安全・安心を取り戻すため、市独自の放射線量測定や安全監視などを行い、市民の不安を解消し安心して生活できる環境の確保に努めます。

V 市民がまちづくりを楽しめるまち

地域コミュニティの最小単位である班活動などの「近助」や自治会独自の活動への支援、公益団体との連携を深めながら、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを進めることで、誰もが生きがいを感じ、楽しんで参加できる持続可能な地域づくりを目指します。

デジタル技術を活用し、市民の声を市政に生かすための仕組みを充実させ、便利で市民に優しい行政サービスを提供します。

あわせて、限られた行政資源を効果的に活用し、持続可能な行財政運営を進めることで、市民満足度の向上につなげます。

3 基本方針と施策

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

方針1 豊かな自然と調和した都市機能の充実を目指し、快適で利便性の高い生活環境を形成します

施策

- ①自然と調和した栗原らしい都市機能の充実を目指します。
- ②生活基盤の充実を図り環境にやさしい、持続可能で安心して暮らせるまちを目指します。
- ③誰もが安心して移動できる、持続可能な公共交通環境の充実を図ります。

方針2 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

施策

- ①市民とともに文化芸術の多様な活動を広げていきます。
- ②生涯学習を身近に感じ、自由に学べる環境づくりを進めます。
- ③栗原が誇る歴史遺産と伝統文化を守り、その魅力を未来へつなげます。

方針3 市民を守る安全・安心なまちづくりを推進します

施策

- ①防災・減災対策に取り組み、「自助・近助・共助・公助」による災害に強い地域づくりを推進します。
- ②防犯や交通事故防止に関する市民意識の向上を図るとともに、その対策を推進します。
- ③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

方針1 安心して結婚・出産・子育てができる環境を目指します

施策

- ①結婚・出産・子育てに至るまでの各ステージに応じた、切れ目のない体系的な支援の充実を図ります。
- ②保健・医療・教育・福祉の連携により、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ゆとりある子育て環境の実現に向けた、乳幼児期から学童期にわたる保育・育成機能の充実を図ります。

方針2 次代を担うたくましい子どもを育成します

施策

- ①夢の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、広い視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

方針3 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる教育を推進します

施策

- ①学校、家庭、地域や関係機関が連携し、ともに子どもを育てる教育を推進します。
- ②誰もが安心して学べる環境と相談体制の充実を図ります。
- ③命を守る防災教育と安全・安心な教育環境の充実を図ります。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

方針1 誰もが健やかで心豊かに暮らすことができる環境をつくります

施策

- ①すべての市民が元気に生活できるように、心身の健康づくりを推進します。
- ②誰もが自分らしく地域で暮らし、共に生きる社会の実現を目指します。
- ③ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動に接することで、健康づくりを推進します。

方針2 高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、地域全体で支え合うまちを目指します

施策

- ①高齢者の多様な社会参画の促進と、主体的な活動を支援します。
- ②日常的な健康づくりと地域ぐるみでの介護予防により、健康寿命の延伸を目指します。
- ③高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

方針3 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります

施策

- ①市立病院の持続可能な運営体制を構築します。
- ②市内外の医療機関との連携を密にし、地域医療の確保を図ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

方針1 持続可能な農林業の育成と付加価値の高い栗原産品の創出に取り組みます

施策

- ①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な担い手の確保・育成を図ります。
- ②効率的で安定した農林業経営の実現に向け、生産基盤の整備と農地や森林などの地域資源の維持・強化を図ります。
- ③生産から加工、販売に至る6次産業化及び付加価値の高い栗原産品の創出や、情報発信・販路拡大を支援し、栗原ファンの拡大を目指します。
- ④放射線量等の測定・監視・結果の公表を継続し、生活環境の安全・安心を確保しながら、汚染廃棄物の着実な処理、農林畜産物の安全確保、風評被害の払拭による流通・消費の拡大を図ります。

方針2 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します

施策

- ①立地環境を生かした企業誘致を進め、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。
- ②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。
- ③空き店舗を活用した新規出店や、買い物支援など、新たな事業展開を目指す事業者等による、賑わいのある地域・商店街づくりを支援します。

方針3 地域資源を生かした観光戦略を構築し、市の魅力を発信して交流を促進します

施策

- ①観光推進体制づくりに取り組むとともに、効果的なマーケティングの実施により、新たな観光戦略を推進します。
- ②多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを発展させ、国内外からの交流人口・関係人口の拡大を図り、栗原の魅力を生かした移住・定住の促進につなげます。
- ③栗駒山麓ジオパークの優れた地質遺産を良好な状態で保全・継承し、交流人口拡大のためその価値を国内外へ発信し、観光資源として活用を図ります。

V 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針1 人と人のつながりを大切にした地域づくりを推進します

施策

- ①将来にわたり持続可能な地域コミュニティの構築・活性化につながる活動を支援します。
- ②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。
- ③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

方針2 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します

施策

- ①公益活動を行う団体などと連携を深め、市民が生きがいを感じ主体的に参画できる協働のまちづくりを推進します。
- ②多様な生き方を尊重し、社会や地域で誰もが自分らしく参加できるまちづくりを推進します。

方針3 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います

施策

- ①行政手続きのデジタル化を推進し、誰もが利便性を実感できる行政サービスを提供します。
- ②市民の声を市政に反映させるため、多様な参画機会の充実を図ります。
- ③徹底したコスト削減を行い、持続可能な行財政運営に取り組みます。

4 土地利用構想

1. 土地利用構想の基本政策

限られた資源である土地は、人が文化的生活を営むための基礎であり、地域の発展や生活と深い関わりをもつものです。

したがって、土地利用は、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

将来像の実現に向けて、多くの人が集い、やすらぎ、活発な産業活動が展開され、地域の活力が持続的に高まっていく土地利用を目指します。

2. 土地利用構想の施策

(1) 豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用

国定公園に指定されている栗駒山、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然は、公益的な機能を持つ貴重な財産です。また、栗駒山の山頂から伊豆沼・内沼などを含む平野部までの広いエリアが「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。市民生活をより豊かにするために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進します。

(2) 農業振興と田園風景の保全

農地は、食料供給の大切な空間であるとともに、洪水防止などの多面的機能を有し、緑豊かな田園風景を形成する重要な要素の一つです。この景観保全に十分に配慮しながら、基幹産業である農業の、より一層の生産基盤強化を図るために、優良な農地を確保・整備していきます。

(3) 商工業の振興に向けた基盤整備

消費者ニーズの多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境を整備するとともに、(仮称)栗原インターチェンジ周辺の新たな土地利用も視野に入れ、高速交通網の優位性を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

(4) 田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を、中核機能地域として位置付け、将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を講じます。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。

（５）災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。